

2024年4月1日

開志専門職大学

2024年度 開志専門職大学公的研究費不正使用防止計画

<方針>

開志専門職大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）を踏まえ、公的研究費の不正使用を防止するため、「不正防止計画」を策定し、同計画を効果的及び計画的に実施することにより、公的研究費の適正かつ効率的な運営及び監査体制に万全を期していきます。

今後、本学の現状を踏まえ、以下のとおり不正防止対策を実施していきます。

1. 公的研究費の適正な運営・管理について

本学では、これまで公的研究費を対象として適正な運営・管理体制の整備、構築に努めてきましたが、今後は、国、地方公共団体及び独立行政法人等からの公的資金についてもルールの統一化を図り、適正な運営・管理体制の整備、構築をすすめていきます。

2. 物品の発注・納品・検収体制について

不正使用の事例は、物品の購入に係るものが大半を占めています。1回の発注が10万円を超える（税込）場合には、事前にご相談いただいたうえで予算執行申請書等の提出を求め、1回の発注が10万円未満（税込）の場合には予算執行申請書等の提出を求めます。また、物品等の納品検収はすべて事務局総務部が行う体制に整備していきます。また、本学との取引業者に対しても、発注・納品・検収体制についての周知を図っていきます。

3. 謝金・人件費に係わる勤務状況の管理について

公的研究費で雇用している者の勤務状況を正確に管理するため、出勤管理体制の整備をし、適宜見直しを進めていきます。また、旅費等の管理体制については、事前申請を徹底し、必要に応じて見直しを加えながら適正な運用を行っていきます。また、本学の研究補助等謝金の基準単価を整備し、適宜見直しを進めていきます。

4. ルールの周知、関係者の意識向上に向けて

昨今発生している研究費の不正使用の原因として、研究者、事務職員によるルールの理解不足が挙げられます。今後、研究者、事務職員ともにルールの理解を深めていくように取り組んでいきます。

5. その他

上記の他、随時、必要に応じて不正防止対策をすすめていきます。また、継続的に不正防止計画の見直しを図っていきます。

開志専門職大学公的資金不正防止計画 不正発生要因と防止計画

項目	不正発生要因	不正防止に向けた取り組みと防止計画
1. 公的研究費の適正な運営・管理について	研究費等の管理・運営に関わる者が負うべき責任やルールの遵守に対する意識が希薄	<ul style="list-style-type: none"> ・最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者を定め、役割を明確化する。 ・明確な統一ルールを定め、使用ルール等のマニュアルを作成し、周知することにより、適正運用の徹底を図る。
2. 物品の発注・納品・検収体制について	検収業務の不徹底と形骸化	<ul style="list-style-type: none"> ・購入物品の検収は原則事務局総務部で行う。 ・検収に関するハンドブックにより、検収の意義、検収体制、検収の方法を明示し、実態に沿って適宜見直しを図り実効性を高める。
3. 謝金・人件費に係わる勤務状況の管理について	謝金業務に関する取扱ルールの形骸化	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金については、事前に「公的研究費謝金支払申請書兼用務者誓約書」の提出を求め、用務等を十分理解させ誓約を求める。 ・研究補助等謝金の基準単価の整備。 ・人件費（アルバイト）については、契約、出退勤管理、勤務内容等全て事務局で行う。
4. ルールの周知、関係者の意識向上に向けて	不正防止計画の理解が不十分	<ul style="list-style-type: none"> ・不正防止計画の実施に関する責任の所在を明確化し、コンプライアンス規定に基づく実施体制を構築する。
5. その他		<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査及び日常の取引に対するチェックを実施し、不正防止計画の見直しを検討する。